

(素案)

平成 20 年〇月〇日

関係各省庁 P F I 担当官 殿

内閣府民間資金等活用事業推進室

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について

標記事項につき、下記のとおり調査いたしますので、各担当官におかれましては、ご多忙の折、大変恐縮ですが、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

調査は、平成 20 年 1 月末日現在での状況をご記入ください。

なお、提出いただいた回答は、公表されることを前提に作業願います。

記

1. 調査要領

別紙 1 のとおり

2. 提出物

- ・ 調査票
- ・ 補助金交付要綱等（調査票に URL を記入して頂いた場合は、不要です。）

3. 提出期限

平成 20 年〇月〇日

○ 添付資料

別紙 1 調査要領

別紙 2 調査対象とする補助制度

(連絡先)

内閣府民間資金等活用事業推進室

参事官補佐 後藤 担当 大友

TEL : 5 2 5 3 - 2 1 1 1 (内線 4 5 3 8 6)

調査要領

1. 調査対象とする補助制度等

i) 調査対象は、以下に示す事項に該当する補助制度、交付金制度とします。

P F I 法第 2 条第 1 項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度、交付金制度。とりわけ、地方公共団体において今後 P F I による整備が見込まれる（もしくは現在実施されている）事業分野。

なお、基本として、別紙 2 に掲げる補助制度、交付金制度を対象といたしますが、別紙 2 に掲げられているもの以外の補助制度、交付金制度につきましても、上記の視点から、必要に応じ、調査票の提出をお願いします。

※別紙 2 に掲げる補助制度については、原則として平成 17 年 3 月時点で調査し計上しているものです。制度が既に廃止になっているようなものについては調査票の提出は不要ですが、名称が替わっているだけで現在も制度として存在しているものについては調査票の提出をお願いいたします。

ii) 今回の調査対象は平成 20 年 1 月末日現在とします。今年度で廃止になる予定のものについてもご記入いただき、備考欄にその旨ご記入願います。また来年度以降に創設されるものについても現時点の予定で構いませんのでご記入願います。

2. 記入要領

本調査の対象となる補助制度等ごとに調査票への入力をお願いします。

3. 提出資料

- ・ 調査票
- ・ 調査対象である補助制度等の補助金交付要綱等
 - ※ 調査票に URL を記入して頂いた場合は、不要です。
 - ※ 提出に際しては、可能な限り電子媒体でお願いします。

(御参考) P F I 法第 2 条第 1 項

この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舎等の公用施設
- 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施

設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

公共施設等の整備に係る補助制度等（運営等に係る補助は対象としない）の基本的項目を記述の上、下記の事項につき回答願います。

※交付金の場合は「補助」を「交付金」と読み替えてご回答願います。

省庁等名： 省・庁
担当部局名： 局・部 課・室
担当者名：
Tel： Fax：
E-mail：

補助制度名	
根拠法令等	
補助要綱等名	
補助要綱等の URL	・ http:// ・ web 公開無し → 内閣府 P F I 推進室に要綱を提出願います
補助対象施設名	
補助制度創設時期	昭和・平成 年 月
要綱最終改正時期	昭和・平成 年 月
変更・統合前補助制度名	
備考欄	

1. P F I 手法を活用した事業を補助対象としているか、いないかについて回答願います。

下記のいずれかを○で囲んでください。

- ・補助対象である → 3. 以降を全て回答
- ・補助対象でない → 2. へ

2. 1で、「補助対象でない」と回答した補助制度において、補助対象としていない理由はなんですか。該当する番号を○で囲い、②又は④を選択された場合には、その理由等を具体的に記述してください。

① 補助対象となる事業規模が小さいため、そもそも当該事業においてP F Iを検討するメリットがないため。

② P F I 手法を用いた事業においては、法令等の条件から補助対象となりえないため。

法律等の具体的な規定及び当該規定の解釈等

③ 現状では補助対象としていないが、現在、検討中である。 → 3. 以降を全て回答

④ その他

具体的に

(以下1で「補助対象である」を選択、あるいは2で③を選択した場合について回答願います)

3. 現行の補助制度の考え方として、補助対象者及び補助対象施設の関係について以下の中から該当する番号を○で囲み、根拠法令等の名称、条項を以下に記入してください。

- ① 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も当該補助対象者自ら所有しなければならないこととされている。
- ② 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されているが、補助対象施設は当該補助対象者自ら所有しなくてもよいこととされている。
- ③ 補助対象者は公共（地方公共団体等）に限定されていないが、補助対象施設は当該補助対象者自ら所有しなければならないこととされている。
- ④ 補助対象者は公共（地方公共団体等）に限定されておらず、補助対象施設も当該補助対象者自ら所有しなくてもよいこととされている。
- ⑤ その他（一部限定されている等）

具体的に

※根拠法令等により制限される場合、その名称・条項

4. 補助金の交付対象等について

- ① 「BTO」事業は補助対象となっているか。 () はい、() いいえ
(はい→②へ、いいえ→以下へ)

i) 「BTO」事業が補助対象となっていない具体的な理由をお答えください。

ii) 「BTO」事業の補助対象化を検討しているかどうか。

- () はい、() いいえ
(はい→以下へ、いいえ→②へ)

iii) 「BTO」事業の補助対象化を検討している場合、具体的には何がネックとなり、どのような検討をしているのか。

[]

また、「BTO」全般を補助対象とすることが難しいとした場合、どのような条件下であれば、考える余地があるか。

[]

② 「BOT」事業は補助対象となっているか。 () はい、() いいえ
(はい→③へ、いいえ→以下へ)

i) 「BOT」事業は補助対象となっていない具体的な理由をお答えください。

[]

ii) 「BOT」事業の補助対象化を検討しているかどうか。

() はい、() いいえ

(はい→以下へ、いいえ→③へ)

iii) 「BOT」事業の補助対象化を検討している場合、具体的には何がネックとなり、どのような検討をしているのか。

[]

また、「BOT」全般を補助対象とすることが難しいとした場合、どのような条件下であれば、考える余地があるか。

[]

③ 「BOO」事業は補助対象となっているか。 () はい、() いいえ
(はい→④へ、いいえ→以下へ)

i) 「BOO」事業が補助対象となっていない具体的な理由をお答えください。

[]

ii) 「BOO」事業の補助対象化を検討しているかどうか。

() はい、() いいえ

(はい→以下へ、いいえ→④へ)

iii) 「BOO」事業の補助対象化を検討している場合、具体的には何がネックとなり、
どのような検討をしているのか。

[]

また、「BOO」全般を補助対象とすることが難しいとした場合、どのような条件下であれば、考える余地があるか。

[]

④従来方式、「BTO」方式、「BOT」方式、「BOO」とで、適用要件や補助金交付時期、補助額の算出方法（補助率）等が異なる場合（例：補助金交付時期について「BTO」方式では施設建設時、「BOT」方式では事業期間終了後）、その相違点及び相違点が発生している理由をご記入下さい。

・相違点

[]

・その相違点が発生している理由

[]

調査対象とする補助制度

※ここに掲げられているもの以外の補助制度、交付金制度につきましても、必要に応じ調査票の提出をお願いします。

省庁名	補助制度の名称等
警察庁	都道府県警察施設整備費補助
総務省消防庁	市町村消防防災施設整備費補助金
文部科学省	公立学校施設整備事業
	公立学校施設整備事業(学校給食施設整備費)
	公立学校等施設整備費補助金(学校体育施設等整備費)
	産業教育施設整備事業
	留学生宿舎建設奨励金(独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金)
厚生労働省	水道施設整備費補助
	医療施設等施設整備事業
	保健衛生施設等施設・設備整備費補助
	社会福祉施設等施設整備費補助金
	地域介護・福祉空間整備等交付金
	次世代育成支援対策施設整備交付金
農林水産省	畜産環境総合整備事業費補助
	農村総合整備事業費補助
	農業集落排水資源循環統合補助
	農道整備事業費補助
	経営体育成基盤整備事業費補助
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助
	かんがい排水事業費補助
	水産物供給基盤整備事業費のうち、漁港漁場機能高度化事業等
	公的森林整備推進事業
	経営構造対策事業
	アグリ・チャレンジャー支援事業
	生産振興総合対策事業費補助金
	卸売市場施設整備事業
	バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)
	新山村振興等農林漁業特別対策事業
	やすらぎ空間整備事業
	強い農業づくり交付金
	元気な地域づくり交付金
	強い林業・木材産業づくり交付金
	バイオマスの環づくり交付金

省庁名	補助制度の名称等
経済産業省	工業用水道事業費補助
	産業再配置促進施設整備費補助金
	新事業支援施設整備費補助金
	電源地域産業再配置促進費補助金
	電源地域新事業支援施設等整備費補助金
	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金
	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業補助金
	電源地域産業集積活性化対策事業補助金
	廃棄物発電促進対策費補助金
	新エネルギー等事業者支援対策事業
	地域新エネルギー等導入促進事業
	国土交通省
都市再生推進事業費補助(都市再生交通拠点整備事業)	
都市再生推進事業費補助(都市再生総合整備事業)	
都市公園事業費補助	
下水道事業費補助	
急傾斜地崩壊対策事業費(急傾斜地崩壊対策事業費補助)	
海岸保全施設整備事業費(海岸保全施設整備事業費補助)	
地下高速鉄道整備事業費補助	
ニュータウン鉄道等整備事業費補助	
交通安全施設等整備事業費補助(駐車場)	
一般国道改修費補助	
地方道改修費補助	
街路事業費補助	
砂防事業費(地すべり対策事業費補助)	
河川事業費(河川改修費補助、都市河川改修費補助)	
都市水環境整備事業費(総合河川環境整備事業費補助)	
砂防事業費補助	
土地区画整理事業費補助	
港湾改修費補助	
空港整備事業費補助	
公営住宅整備事業	
地域住宅交付金	
環境省	
	廃棄物処理施設整備モデル的整備補助
	浄化槽整備費補助
	自然公園等整備費補助